

(その1)

# 収支報告書 (令和 4 年分)

(ふりがな) (りっけんみんしゅとうちばけんだい13くそうしゅ)

- 1 政治団体の名称 立憲民主党千葉県第13区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県鎌ヶ谷市南初富6-1-7 3F
- 3 代表者の氏名 宮川 伸
- 4 会計責任者の氏名 窪田 優

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先

(担当者) 宮川 葉子

(電話) 047-497-8568

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類
( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
<u>宮川 伸</u>
公職の種類
<u>衆議院議員</u>
( 候補者等 )



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

194450  
3/6

定内郵資国全額  
解後認N N 県N 過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
T		3/6	T		

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

✓

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....			9,748	252
① (前年からの繰越額) .....			393	482
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....			9,354	770
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....			9,405	517
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2)) .....			342	735

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。→

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A .....			199	200
員 数 .....				308

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	1,040,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	2,040,000	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	0	
イ 政党匿名寄附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	2,040,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	備 考	
	十億	百万	千	円			
立憲民主党本部		2	000	000	R4. 1. 27	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党千葉県総支部連合会			500	000	R4. 3. 23	千葉市中央区4-3-5 カンガルービル4階	
立憲民主党本部		1	500	000	R4. 3. 31	東京都千代田区永田町1-11-1	
〃		1	500	000	R4. 7. 20	〃	
〃		1	500	000	R4. 10. 20	〃	
こ の 頁 の 小 計			7	000	000		
合 計			7	000	000		F

(その6)

(6) その他の収入						
摘 要	金 額				収 入 年 月 日	備 考
	十億	百万	千	円		
宣伝車貸出料金			102	000	R4.3.10	17,000円×6ヶ月分
こ の 頁 の 小 計			102	000		
1 件 10 万 円 未 満 の も の			13	570		
合 計 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">G</span>			115	570		

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。  
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
津久井清			315,000			千葉県鎌ヶ谷市佐津間2-6	鎌ヶ谷市議会議員	
(内訳)			35,000	R4. 4. 2				
			35,000	R4. 5. 4				
			35,000	R4. 6. 10				
			35,000	R4. 7. 22				
			35,000	R4. 8. 19				
			35,000	R4. 9. 9				
			35,000	R4. 10. 1				
			35,000	R4. 11. 11				
			35,000	R4. 12. 6				
河内一朗			315,000			千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-11-6	鎌ヶ谷市議会議員	
(内訳)			35,000	R4. 4. 2				
			35,000	R4. 5. 4				
			35,000	R4. 6. 10				
			35,000	R4. 7. 22				
この頁の小計			630,000					
その他の寄附								※ 下記注意(1)参照。
合計								※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
(内訳つづき)			35,000	R4. 8. 19			
			35,000	R4. 9. 9			
			35,000	R4. 10. 1			
			35,000	R4. 11. 11			
			35,000	R4. 12. 6			
花島浩			100,000	R4. 4. 4	千葉県白井市池の上1-33-14	会社役員	
池田和彦			60,000		印旛郡栄町矢口神明2-3-6	会社役員	
(内訳)			10,000	R4. 7. 28			
			10,000	R4. 8. 30			
			10,000	R4. 10. 4			
			10,000	R4. 11. 2			
			10,000	R4. 11. 30			
			10,000	R4. 12. 26			
森田修仁			250,000		千葉県富里市御料1005-75	会社役員	
(内訳)			50,000	R4. 8. 6			
この頁の小計			410,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
(内訳つづき)			50,000	R4. 9. 7			
			50,000	R4. 10. 6			
			50,000	R4. 11. 1			
			50,000	R4. 12. 7			
この頁の小計			0				
その他の寄附			0				
合計			1,040,000				

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分	政治団体		
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円			
みやかわ伸後援会		1,000	000	000	R4.9.1	千葉県鎌ヶ谷市南初富6-1-7 3F	宮川伸
(内訳)							
この頁の小計		1,000	000	000			
その他の寄附			0	0			
合計		1,000	000	000			

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。



(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考		
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費												
(1)	人	件	費		3,120	240						
(2)	光	熱	水	費		0						
(3)	備	品	・	消	耗	品	費					
(4)	事	務	所	費	3,341	058						
小 計 ((1)~(4))					7,008	688						
2 政 治 活 動 費												
(1)	組	織	活	動	費	558	688					
(2)	選	挙	関	係	費		0					
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			←	1,838	141						
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費			} ※ア行から エ行の合計 を、(3)行に 記載すること		0						
	イ 宣伝事業費				1,838	141						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費					0						
	エ その他の事業費					0						
(4)	調	査	研	究	費		0					
(5)	寄	附	・	交	付	金		0				
(6)	そ の 他 の 経 費					0						
小 計 ((1)~(6))					2,396	829					うち本部・支部間の交付金合計 円	
合 計				←	9,405	517					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		「コピー機により 複写した領収書 の写し」が必要	
		不要	
		※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費(消耗品費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
インクトナー代			17,940	R4. 2. 24	株式会社山晴堂	千葉県富津市大堀 1 2
インクトナー代			17,940	R4. 4. 19	株式会社山晴堂	千葉県富津市大堀 1 2
コピーカウンター料金			10,653	R4. 5. 20	株式会社エーワン	埼玉県八潮市伊勢野233-1
インクトナー・コピー用紙代			24,700	R4. 6. 21	株式会社山晴堂	千葉県富津市大堀 1 2
この頁の小計			71,233			
その他の支出			461,891			
合計			533,124			

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費(定期購読料)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
新聞購読料	十億	百万 千 円 10,656	R4.10.25	社会民主党柏総支部	千葉県柏市旭町4-9-8	
この頁の小計		10,656				
その他の支出		3,610				
合計		14,266				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費(賃借料)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
事務所家賃			201,802	R4.1.17	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所家賃			195,576	R4.2.21	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所家賃			201,038	R4.3.14	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所家賃			181,709	R4.4.19	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所車駐車場代6ヶ月分			24,000	R4.4.19	上茂駐車場 老沼登志子	東京都荒川区西日暮里1-4-3
事務所家賃			178,053	R4.5.23	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所家賃			178,594	R4.6.17	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
携帯電話レンタル料金			28,982	R4.6.24	エクスモバイル株式会社	東京都新宿区新宿2-12-8
事務所家賃			183,332	R4.7.19	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所家賃			186,577	R4.8.24	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所家賃			183,094	R4.9.21	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
事務所家賃			179,438	R4.10.21	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1
携帯電話レンタル料金			17,672	R4.11.14	エクスモバイル株式会社	東京都新宿区新宿2-12-8
この頁の小計			1,939,867			
その他の支出						
合計						

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

<b>資金管理団体・国会議員関係政治団体用</b>
---------------------------

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>（団体にあつては、その名称）</small>	支出を受けた者の住所 <small>（団体にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	備考
	十億	百万				
事務所家賃		千 円 177,750	R4.11.14	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1	
事務所家賃		177,837	R4.12.14	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1	
事務所車駐車場代6ヶ月分		24,000	R4.12.27	上茂駐車場 老沼登志子	東京都荒川区西日暮里1-4-3	
この頁の小計		379,587				
その他の支出		10,285				
合 計		2,329,739				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費(造作修繕費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
エアコン修理代	十億	百万	千 円	R4. 6. 24	ダイキン工業株式会社松戸サービスステーション	千葉県松戸市日暮3-17-2	
			143,310				
この頁の小計			143,310				
その他の支出			440				
合計			143,750				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費(通信費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話料金			13,490	R4. 1. 31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
電話料金			11,847	R4. 3. 31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
郵送代			10,668	R4. 4. 12	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金			12,872	R4. 4. 28	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
郵送代			12,768	R4. 5. 11	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金			12,910	R4. 5. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
電話料金			17,617	R4. 6. 21	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
電話料金			17,551	R4. 7. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
電話料金			12,368	R4. 8. 24	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
郵送代			19,180	R4. 9. 16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金			12,949	R4. 9. 27	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
電話料金			10,161	R4. 10. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
電話料金			12,298	R4. 12. 5	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
電話料金			15,237	R4. 12. 27	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
この頁の小計			191,916				
その他の支出			117,376				
合計			309,292				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

<b>資金管理団体・国会議員関係政治団体用</b>
---------------------------

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（事務管理費）				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>（団体にあつては、その名称）</small>	支出を受けた者の住所 <small>（団体にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	備考		
	十億	百万	千	円				
コピー機保守メンテナンス及びカウンター料金（配送作業代含む）			70,782		R4. 1. 20	株式会社エーワン	東京都葛飾区西亀有3-26-4	
事務所車自動車保険料			108,040		R4. 2. 22	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	
監査料			39,916		R4. 3. 7	高橋和枝税理士事務所	千葉県鎌ヶ谷市東初富4-36-5 東海住宅ビル2F C号	
折り機修理代			30,800		R4. 3. 22	株式会社シルバーサービス	東京都江東区海辺2-7-103	
事務所車車検代			121,699		R4. 4. 19	福井モータース 福井功男	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-17-6	
事務所車自動車保険料			57,360		R4. 4. 19	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	
PCソフトウェア利用料			13,794		R4. 7. 26	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1	
看板用賠償責任保険料			35,060		R4. 9. 21	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	
事務所車点検費用			28,050		R4. 10. 3	有限会社小金谷自動車工業	千葉県白井市富士239-5	
この頁の小計			505,501					
その他の支出			52,776					
合計			558,277					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
講演会会議室利用料	十億	百万	千	円	R4. 12. 3	ホテルマークワン株式会社	千葉県印西市中央南1-10		
この頁の小計									
その他の支出									
合計									

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 旅費交通費 )	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億 百万 千 円					
この頁の小計						0
その他の支出						97,019
合計						97,019

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 渉外費 )
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
会費6ヶ月分	十億	百万	千	円	R4. 1. 18	鎌ヶ谷飛翔ライオンズクラブ	千葉県船橋市咲が丘1-4-3-1-F	
為書印刷代					R4. 4. 8	印刷センター	千葉県白井市木125	
会費6ヶ月分					R4. 7. 19	鎌ヶ谷飛翔ライオンズクラブ	千葉県船橋市咲が丘1-4-3-1-F	
この頁の小計								102,900
その他の支出								269,480
合計								372,380

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 宣伝広告費 )
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
チラシ印刷代	十億	百万	千	円	R4. 1. 31	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ郵送代			18,350		R4. 2. 4	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
チラシ印刷代			22,842		R4. 2. 8	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			18,350		R4. 2. 8	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			39,250		R4. 2. 21	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
チラシ郵送代			12,936		R4. 3. 4	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
チラシ郵送代			14,280		R4. 3. 6	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			64,610		R4. 3. 8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
チラシ郵送代			16,240		R4. 3. 20	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			20,370		R4. 4. 4	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			25,460		R4. 4. 6	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			36,220		R4. 4. 29	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			14,120		R4. 6. 4	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			14,930					
この頁の小計			317,958					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 宣伝広告費 )	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
新聞折込料	十 億 百万 千 円 44,000	R4. 6. 9	合同会社NIS	千葉県白井市けやき台1-3-2		
チラシ印刷代	16,513	R4. 7. 15	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	35,510	R4. 8. 4	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	18,350	R4. 8. 11	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	47,590	R4. 8. 15	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	35,510	R4. 9. 2	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	10,130	R4. 9. 12	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	99,090	R4. 9. 16	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ折込料	81,856	R4. 9. 21	株式会社朝日オリコミ	東京都中央区築地5-3-2		
チラシ印刷代	47,590	R4. 9. 26	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	35,510	R4. 10. 5	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	35,510	R4. 10. 5	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
チラシ印刷代	24,810	R4. 10. 5	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
この頁の小計	531,969					
その他の支出						
合計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 宣伝広告費 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
ポスター用シール代	十億	百万	千 円	34,100	R4. 10. 17	株式会社マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1	
チラシ印刷代				15,050	R4. 10. 28	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代				10,060	R4. 10. 31	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代				14,110	R4. 11. 5	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ折込料				44,000	R4. 12. 20	合同会社NIS	千葉県白井市けやき台1-3-2	
ポスター印刷代				448,800	R4. 12. 27	有限会社百年社	千葉県鎌ヶ谷市南初富6-1-47	
この頁の小計				566,120				
その他の支出				134,913				
合計				1,550,960				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 遊説費 )
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
宣伝車駐車場代6ヶ月分	十億	百万	千	円	R4.1.13	武中やよい	千葉県印旛郡酒々井町中央台2-18-21	
宣伝車自動車保険料(2台分)					R4.2.22	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内丸の内一丁目2番1号	
この頁の小計							228,440	
その他の支出							58,741	
合計							287,181	

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

全団体必要

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要



(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 27 日

政治団体の名称 **立憲民主党千葉県第13区総支部**

会計責任者の氏名 **窪田 優**



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

) (印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

## 政治資金監査報告書

令和5年2月27日

立憲民主党千葉県第13区総支部

代表 宮川 伸 殿

登録政治資金監査人 高 橋 和 友

登 録 番 号 第 2 3 1 4 号

研 修 修 了 年 月 日 平成21年2月20日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第13区総支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第13区総支部の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

立憲民主党千葉県第 13 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党千葉県第 13 区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上